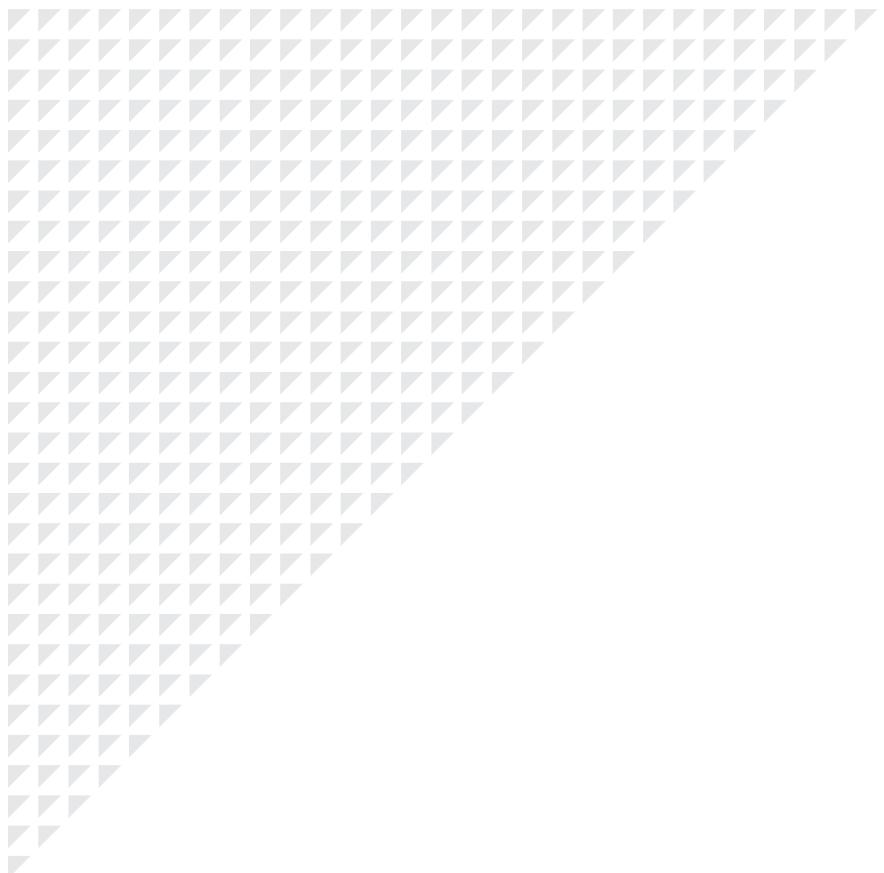


第 1 編

ライフプランニングと資金計画



第 1 章

FPと倫理・関連法規

1-1 FPに必要とされる職業倫理

1 顧客利益の優先

- ・顧客の立場に立って、顧客の利益を優先するようなプランニングを実施する

2 守秘義務の遵守

- ・FPは職務上知り得た顧客に関する個人情報を、原則として顧客の承諾（同意）なく第三者に漏らしてはならない
- ・ただし、FPの業務を行うにあたって他の専門家の協力が必要な場合などで、顧客の許可があれば、第三者に伝えてよい

1-2 FPの業務関連法規

FP業務は税務・保険・資産運用・法律・不動産など様々な領域にわたるため、各分野において資格を持った専門家でなければ行うことができない業務に抵触するがないように注意すること

① 税理士法との兼ね合い

税理士資格を持たないFPは、具体的な税務相談や税務書類の作成を行ってはならない

- ✖ 有償無償に関わらず、確定申告書の作成や個別具体的な税務相談を行うこと
- 一般的な税法の解説、仮定の事例に基づく計算を行うこと

② 保険業法との兼ね合い

保険を募集するには内閣総理大臣（実務的には財務局）の登録を受けなければならない

- ✖ 保険業法上、募集人登録を受けないで保険を募集すること
- 生命保険の必要性を提案したり、保険商品の特徴や活用例を説明したりすること

③ 金融商品取引法との兼ね合い

投資判断の助言や顧客資産の運用を行うには、金融商品取引業者（投資助言・代理業者・投資運用業者）としての登録を受けなければならない

- ✖ 有価証券の経済的な価値を分析したうえで、それを前提として、いつ、いかなる量でどのような投資をすればよいか等についてなされる判断に関する助言をすること
- 経済情勢・景気動向や企業業績など投資判断の前提となる一般的な情報を知らせたり現在や過去における当該有価証券の株価や騰落率、基準価額等を紹介すること

④ 弁護士法との兼ね合い

弁護士資格を持たないFPは、具体的な法律判断や法律事務を行ってはならない

- ✖ 遺産分割の問題が生じた際に、相談人の意見調査・債権債務関係の法的な処理をFPが行うこと
→相談人の意見調査はFPが行い、債権債務関係の法的な処理は弁護士が行う
- 弁護士でない者が一般的な法律の説明を行うことや、遺言作成の証人となったり任意後見人となったりすること

⑤ 社会保険労務士との兼ね合い

行政機関に提出する申請書等の作成・提出は社会保険労務士でなければならない

- ✖ 年金裁定請求書を、社会保険労務士資格を持たないFPが作成および提出すること
- 年金の受給見込額を計算すること